

国税庁長官官房審議官 齋須朋之氏

税務行政の現状と課題

■とき…令和6年10月18日(金)

はじめに

今日は、税務行政をお預かりしている私どもが現状をどう考えていて、どのよ

うな課題に取り組みようとしているのかについてお話いたします。また税務行政を円滑に執行する上で、坂本孝司TKC全国会会長をはじめTKC会員の皆様、税理士の先生方と日頃から非常に良いパ

ートナーシップで仕事をさせていただいていることに、感謝申し上げます。また、

それでは「税務行政の現状と課題」について、次の五つの章に沿ってお話いたします。

1. 国税庁の任務と使命
2. 税務行政の現状
3. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションと税務行政の将来像 2023～
4. 重点課題への取組
5. 酒類行政

1 国税庁の任務と使命

「国税庁の組織理念」を策定

私どもは令和3年に、「国税庁の組織



◎齋須朋之(さいす・ともゆき)氏
平成5年4月大蔵省(現財務省)入省、主計局主計官等を歴任。
令和3年10月復興庁統括官付審議官、令和4年6月厚生労働省
大臣官房審議官、令和6年7月国税庁長官官房審議官に就任。

- 理念」を策定しました（資料1）。国税庁の「使命」は、申告納税制度のもとで「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」です。「任務」は設置法上規定されていて三つあり、最も重要なのは「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」です。二つ目はかつての主要な歳入の源で、現在も1兆円を超える税収である酒税の保全を目的の一つとする「酒類業の健全な発達」です。三つ目は「税理士業務の適正な運営の確保」です。国税庁が税務行政を執行する上で、税理士の先生方とのパートナーシップは非常に重要な課題であるということです。「組織として目指す姿」には、スローガンに「信頼で 国の財政 支える組織」を掲げ、次の三つに取り組んでいます。
- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
 - 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
 - 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。
- また「行動規範」には、「使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル」を掲げ、次の三つに取り組んでいます。
- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
 - 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
 - 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

■ 資料1

1 国税庁の任務と使命

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

を行っています。組織理念が陳腐化しないよう、常に原点に立ち返って日々の職務に当たるために実施しています。

国税庁の定員（本庁・国税局・税務署・税務大学校・国税不服審判所）は現在、約5万6000人です。国税庁（本庁）の職員数は1100人強で、全国11の国税局と沖縄国税事務所を合わせた人数は1万6700人強です。最も多いのは全国に524ある税務署で、3万7700人強です。

国税組織は発足から75年ほど経ちますが、5万〜6万人の規模で運営されてきました。日本の人口あるいは経済規模が大きく変わる中で、発足以来、大体同じ規模のまま現在に至っているということです。

「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖的」

国税組織の歴史を遡ります。税は国の存在と共に太古からありますが、わが国では明治時代に中央集権となり、大蔵省ができました（明治2年）。その当時、租税の徴収を行っていたのは府県で、税務署ができたのは明治29年です。国税庁が創設されたのは終戦後の昭和24年ですか

ら、国税庁よりも税務署のほうが歴史は長いということです。

国税庁は、日本が終戦を迎え、「シャウプ勧告」が出されて税の在り方が大きく変わる頃に創設されました。アメリカの内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）の組織を参考に作られ、国税庁の下に国税局、その下に税務署を設置する一元的な税務行政機構が確立されました。

国税庁の開庁式において、国税庁創設に重要な役割を果たしたGHQ内国歳入課長のハロルド・モス氏から国税庁のあべき姿として贈られたスローガンが、「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖的」でした。こうした国税庁発足時の教えや、組織を作った人たちの思いを私どもはしっかりと胸に刻み、税務行政の執行に携わっています。

次に税理士制度の沿革等を確認したいと思います。ご承知の通り、税理士法は昭和26年に制定されました。昭和17年に「税務代理士法」ができましたが、これは日清、日中戦争を経て財政収入を確保する必要性が高まる中で、さまざまな税務上の事務負担の増加を助ける税務代理業が自然発生的にできたことを受けて制度化したものです。

戦後、「シャウプ勧告」を経て国税庁ができ、税理士法ができて税務のプロフェッションが誕生したわけです。この税理士制度はどの国にもあるわけではなく、日本やドイツ、韓国、中国に存在しています。その中でこと日本においては、税務行政の執行上、欠くべからざるパートナーという確固たる地位を築いておられます。

2 税務行政の現状

法人数や確定申告件数等は増加、実調率は低下

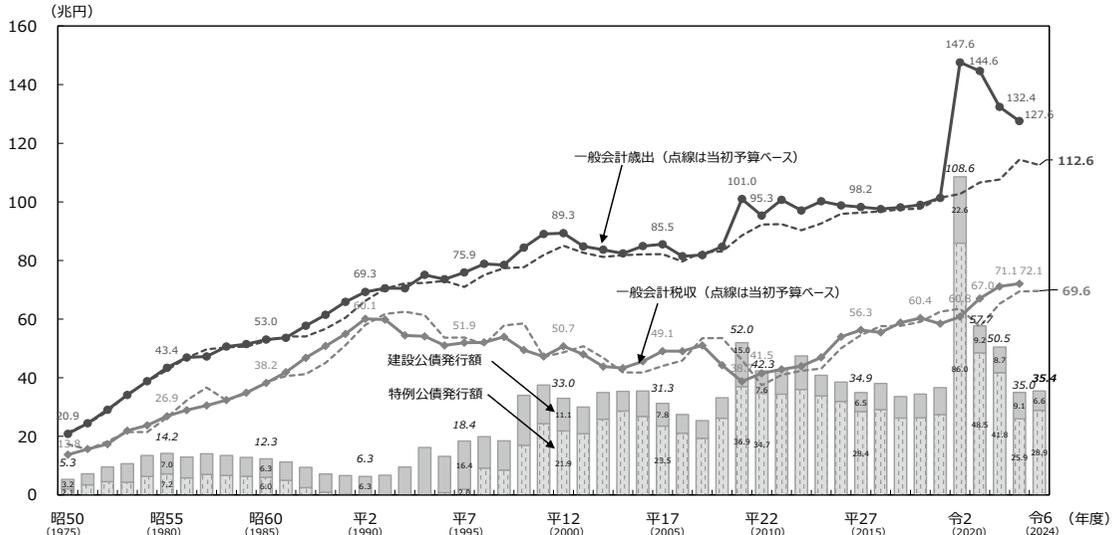
税務行政をめぐる、私どもが直面している現状を確認します。まず、一般会計収収と一般会計歳出について、令和に入りコロナ禍も起きたことで財政支出が飛躍的に伸び、大変な歳出規模になっています（資料②）。歳出が収収を上回る状況が続いており、その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。確かな収収の確保が重要ですが、そのためには国民の税の執行に対する信頼確保が引き続き大きな課題であると考えています。収収を税目別にみると、大きいのは所

■資料2

2 税務行政の現状

一般会計収税、歳出総額及び公債発行額の推移

○ 我が国財政は歳出が収税を上回る状況が続いている。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われている。



(注1) 令和5年度までは決算、令和6年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための高税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

得税、法人税、消費税のいわゆる三税です。消費税は累次の税率引上げにより上がり続け、現在、20兆円を超える規模となっています。所得税は定額減税により足元は下がっていますが、こちらも20兆円の歳入を稼ぐ力があります。法人税も最近は景気の動向を反映して右肩上がりです。

そうした中で、所得税の申告件数は平成元年年分の1697万件に対して、令和5年年分は2324万件です（+36.9%）。法人数は平成元年年分は235万人でしたが令和4年年分は334万人です（+42.1%）。相続税申告件数も平成27年の基礎控除額の引下げ以降、増加しています。これに対して税務行政を担う国税庁の定員は平成元年度5万4376人から令和6年度5万6380人とあまり変わっていません（+3.7%）。税務調査の実調率は全体的に右肩下がりで、コロナ禍でかなり落ちたのでここ数年上げてきてはいるものの、コロナ禍前の水準には届いていません。

租税の滞納状況は、ピーク時（平成10年度）の3兆円に近い状況と比べると大分下がっていますが、令和に入り増加傾向にあり、足元は9276億円です。税目別で多いのは所得税、消費税です。滞納発生割合は過去10年、1%前後で推移しています。

所得税の実地調査件数は平成30事務年度の7万3579件に対して、令和4事務年度は4万6306件と、コロナ禍前の水準に戻っていません。追徴税額は平成30事務年度は961億円でしたが、令和4事務年度は1015億円と上がっています。件数は減っているのですが、極めて重要なのは調査が必要なお客にしっかりと目が届いていることです。今後も

調査の在り方について不断に検討していく必要があると考えています。

法人税の実地調査件数も同じような傾向で、平成30事務年度は9万9000件でしたが、令和4事務年度は6万2000件です。1件当たりの追徴税額は平成30事務年度は200万円弱でしたが、令和4事務年度は300万円強です。相続税の実地調査件数も平成30事務年度は1万2000件余りでしたが、足元では約8000件と低い水準にあり、1件当たりの申告漏れ課税価格は平成30事務年度は2838万円でしたが、令和4事務年度は3200万円と増加しています。

将来を考える上で、経済動向はなかなか予測が当たらないものですが、人口動態はかなり正確に見通すことができます。令和5年の我が国の将来推計人口によると、この先もやはり少子高齢化は進行し続けます。また平均寿命は80歳強です。75歳以上の後期高齢者に新たに変わった方は10年くらいすると平均寿命に達します。今後、相続税の対象となり得る方が増え続けるという状況が見込まれます。それに対して生産年齢人口(20歳から64歳)はどんどん少なくなり、人手不足は今後も日本経済全体に影響を与えるものと思

います。

前述した通り、税務行政を取り巻く環境の変化として、法人数や所得税の確定申告件数等は増加し、また経済の国際化により対外直接投資も大幅に増えていきます(資料3)。今後もこういった傾向は続くものと思われます。これに対して国税庁の定員、予算はあまり変わっておらず、実調率は平成以来低下傾向です。こうした状況に的確に対応していく必要があると考えています。

3

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

〈税務行政の将来像2023〉

事業者の業務のデジタル化促進で税務を起点とした社会全体のDXを推進

こうした状況を認識した上で、私どもは昨年(令和5年)、「税務行政の将来像2023」を公表しました(資料4)。そこでは大きく三つの柱を立てています。

一つ目は、「納税者の利便性の向上へ納税者目線」の徹底」です。

二つ目は、「課税・徴収事務の効率

化・高度化(「データの活用」の徹底)」です。

三つ目は、税務行政としては一歩踏み出した感がありますが、「事業者のデジタル化促進」です。

税務行政は、公共政策のための財源調達を目的としていますが、税務行政がしつかりと行われることによって、適正な会計処理あるいは帳簿作成が行われることにつながり、経済のインテグリティが向上するというメリットがあります。今後は、さらに進んで、納税者利便の向上のために税務行政全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進めることにより、事業者のデジタル化促進、経済全体のデジタル化促進にも貢献していきたいと考えております。

税務行政はさまざまなプレイヤーと協力しなければ円滑に進めることはできません。DX推進には納税者は勿論、その取引先、また先ほど来申し上げている税理士の先生方、各種団体の方々、税以外の行政機関、金融機関とも協力が必要になります。

国税当局としては、まずデジタルプラットフォームを構築し、e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のデジタル基

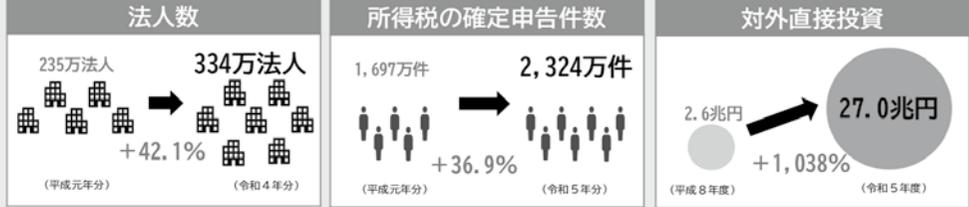
■資料3

2 税務行政の現状

税務行政を取り巻く環境の変化

法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化の進展により税務行政を取り巻く環境が急速に進展する一方、国税当局の職員数や予算額はそれほど増加していない状況。

税務行政を取り巻く環境

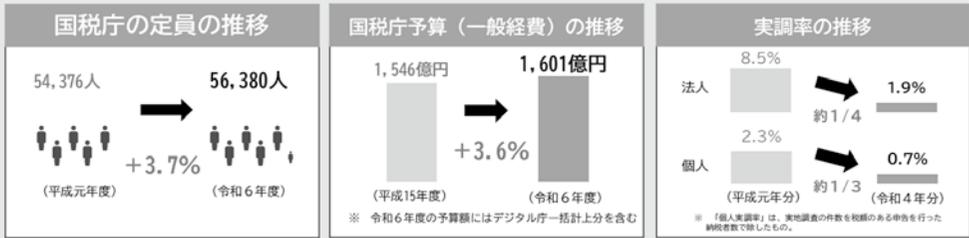


【経済のデジタル化の一例】

- ・プラットフォームを介したシェアリングエコノミー・ギグエコノミーなど、働き方や収入の多様化
- ・暗号資産取引の活発化
- ・デジタル技術の進展による国際的な経済活動の多様化等

経済の環境変化による
税務行政上の課題

国税当局



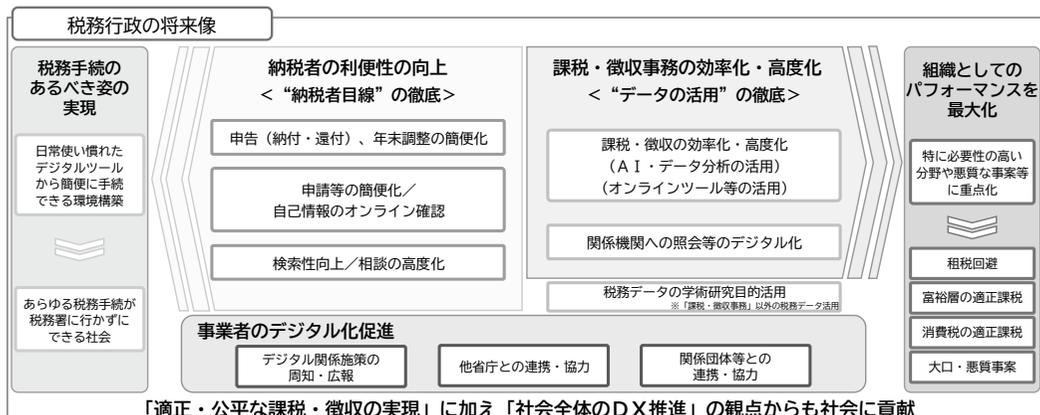
■資料4

3 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -

I 目指す姿と取組の方向性

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- ⇒ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。



盤を整えます。同時に、国税庁ホームページやタックスアンサー、チャットボット等のデジタルツールによる納税者の方々のサポート体制の充実や、マイナンバーの利便性向上あるいはベンダーの皆さんと民間税務ソフト、クラウド会計ソフトとの連携等官民間関係機関との連携を図っていきます。

デジタルの活用により、効率的で誤りのない申告・納税を実現できれば、税務行政のリソースをより必要性の高い分野や悪質な事案等を防ぐために使えます。「税務行政の将来像」に基づいて施策を推進するにあたり、次の五つを基本的な指針として取り組めます。

1. **納税者目線の徹底**

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン

、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に、納税者目線を大切に、各種施策を講じること

で、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

2. **あらゆる納税者を想定した施策の推進**

デジタルに不慣れな方にも使いやすいサービスを提供する必要があります。

3. **データの活用**

蓄積したデータが宝の持ち腐れとならぬように、組織としてのパフォーマンスを最大化できるようにデータ分析、データの利活用を進めます。

4. **業務改革（BPR）の徹底**

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、業務の在り方そのものや職員の働き方を不断に見直すことで、デジタルの利点を最大限生かした業務改革（BPR：Business Process Re-engineering）に取り組めます。

5. **納税者情報の取扱い・情報セキュリティの確保**

特にデータの分析の場面等において納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保に万全を期します。

それでは、前述した「税務行政の将来像」の三つの柱を一つずつご説明します。

● 一つ目の柱 納税者の利便性の向上へ「納税者目線の徹底」

スマートフォンなど日常使い慣れたデジタルツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指し、これまでに以上納税者目線を大切にして各種施策を講じます。そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI／UX（User Interface/User Experience）の改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像を設定し、その納税者像が税務手続を行う際のカスタマイジャーニを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討します。取組の概要は次の通りです（資料5）。

① **申告（納付・還付）、年末調整の簡便化**

令和5年分の確定申告期から給与情報の自動入力の実現に至りました。さまざまな所得あるいは控除についてもデータ連携できる取組を順次進めています。こ

■資料5

3 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -

納税者の利便性の向上 < “納税者目線” の徹底 > 取組概要

II 納税者の利便性の向上

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- ▶ 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化）
 - 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「書かない申告書」）の実現
- ▶ e-TaxのUI/UX改善
 - 各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- ▶ キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- ▶ 年末調整手続の簡便化

申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- ▶ e-Taxの「マイページ」の充実
- ▶ 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

検索性向上／相談の高度化

- ▶ オンライン相談の充実
 - チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- ▶ 電話相談の高度化・利便性向上
- ▶ SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

れによって「書かなくても申告できる」世界を実現していきたいと考えています。

給与情報の自動入力の利用拡大は、申告される納税者の方々だけでなく、関わるさまざまな方々にも利便性をもたらします。私どもも事業主の方々呼び掛けていますが、ぜひ税理士の先生方にも趣旨をご理解の上、呼び掛けにご協力いただけると有り難く思います。

事業主の方々へお伝えしたいポイントは三つです。一つ目は、e-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となること。二つ目は、500万円以下の給与所得の源泉徴収票等であってもe-Taxで提出した場合は自動入力の対象となること。三つ目は、マイナンバー氏名

（カナ含む）等の入力情報の誤りがあると正しくマイナンバー連携できないため、正確な入力に協力いただきたいということです。

年末調整手続は、マイナンバー連携を通じてさまざまな手入力が必要になります。キャッシュレス納付もさまざまな方法があるので、その利用を拡大していくことも必要です。

② 申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

納税者の方ご自身がe-Taxの「マイページ」で見られる情報のさらなる充実を図り、利便性向上を目指します。

e-Tax利用率は、税理士の先生方のご協力もあり向上しています。法人税の申告において約9割で、所得税も順調に上がっています。課題は相続税申告で、利用率がまだ4割弱であることです。この点についても税理士の先生方のご協力なしには進まないと考えております。

③ 検索性向上／相談の高度化

税務相談については現時点でもかなりデジタル化されていて、例えば簡単な相談は国税庁ホームページにある「税務相談チャットボット」を活用いただけます。調べたい24時間いつでも相談できます。調べたい

情報がより簡単に見つかるように、引き続きタックスアンサーの検索性の向上等改良を重ねてまいります。

●二つ目の柱

課税・徴収事務の効率化・高度化 〈データ活用〉の徹底

取組の概要は次の通りです（資料6）。

① AI・データ分析の活用

国税庁のデータベースシステムを令和8年度に更新し、データ分析ツールも拡充する予定です。それにより、申告漏れの可能性が高い納税者の効率的な判定や、滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測などを実現します。

具体的には、国税庁の基幹システムを刷新することとしています。来年度から実地でテストを始め、令和8年9月に現在のKSKシステムから、次世代システムKSK2への移行を予定しています。このKSK2への円滑な移行が非常に重要な課題となっています。そのコンセプトは次の三つです。

● 書面中心からデータ中心の事務処理（紙からデータ）

● 税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）

● 独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）

現在のKSKシステムは、紙での事務運営を前提としていましたが、KSK2は、納税者が入力したデータを改めて税務当局で入力することなく、そのまま確認します。

また、例えば税務調査時に、持参した端末から直接データベースを参照できる機能を盛り込みたいと考えています。それにより税務調査の

れにより税務調査の

■資料6

3 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -

課税・徴収事務の効率化・高度化等 < “データの活用” の徹底 > 取組概要

III 課税・徴収事務の効率化・高度化等

- ◆ データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

AI・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

オンラインツール等の活用

- 税務調査におけるWeb会議システムの活用
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

関係機関への照会等のデジタル化

- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化

税務データの学術研究目的活用

- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標本調査の充実

現場もかなり変わり、効率性が上がることを期待しています。

KSK2への移行には、データ活用推進のための人材確保、人材育成が必要です。その点、令和5年度国税専門官採用試験から「理工・デジタル系」の試験区分を創設しており、これを通じて採用した人材も含め、データ活用を推進するための人材を研修等を通じて育成します。また、国税職員へのデータリテラシーレベルに応じた研修を実施することによって、全ての職員のスキルを上げていきたいと考えています。

② オンラインツール等の活用

税務調査にあたっては、Web会議システムを用いたりリモート調査や、e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類データの受け渡しなど、オンラインツールを積極的に活用していきます。

③ 関係機関への照会等のデジタル化

さまざまな関係機関、例えば国と地方の間、あるいは金融機関との間、それから外国の税務当局との間で電子的なデータのやり取りができれば飛躍的に効率性が上がると期待しているところです。

外国における所得の把握はこれまで難

しかったのですが、外国の税務当局からのCRS (Common Reporting Standard: 共通報告基準情報) を端緒として正確な課税

が可能になります。情報が共有されることで、外国における資産の差押え・取立が外国の税務当局とともにデジタルを使って効率的に実施することができ

ます。データは税務行政あるいは納税者の方々が自分の情報を整理・閲覧するため使うだけでなく、学術研究目的にも使えるようにして、税の世界で起きていることの理解、税制の見直しに利用できるようになることが理想です。

こうした取組により、公平な課税の実現、より効率的な税務行政を目指します。

● 三つ目の柱 事業者のデジタル化促進

「税務行政の将来像2023」において、従来お示ししていた「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え、新たに後押ししていくこととしたのがこの「事業者のデジタル化促進」です。取組の概要は次の通りです。

① 事業者の業務のデジタル化

税務手続のデジタル化だけでなく、日

頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています(資料7)。デジタル化による事務処理が実現した場合、①手作業が減り、煩雑な業務から解放される②ミスが減って業務がスピードアップする③本来行うべき業務に集中でき売上アップする——ことなどが期待されます。こうしたメリットをしっかりと事業者に訴えて、デジタル化を促進してまいります。

デジタル化のためには、会計ソフトを導入し、スマホやスキヤナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です。デジタルインボイスを進めていくことによって、一貫通貫で帳簿作業が自動化できるといった効果が期待できます。従来の記帳業務で紙をもとに手作業で入力・修正し、保存していた状況から、1度の作業で自動でデータが取り込まれ、税務申告まで可能になる世界につなげていきたいと考えています。

② 電子帳簿等保存制度の普及・促進

電子帳簿等保存制度は、帳簿や国税関係書類の電子データによる保存を可能とする制度で、納税者の文書保存に係る負担軽減が図られます。帳簿や書類のデー

事業者の業務のデジタル化について

IV 事業者のデジタル化促進

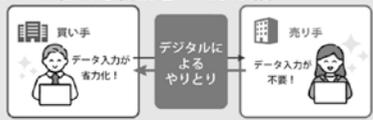
- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において**正確性の向上**や**書類保存コストの低減**等といったメリットがあると考えています。
- ◆ 事業者の皆様におかれましては、インボイス制度や改正電子帳簿等保存制度（令和6年1月から適用）への対応もきっかけにしながら、業務や事務処理のデジタル化をご検討ください。

紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合



- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの活用が効果的です!

クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング



スマホによる読み取り

デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



タ保存を進めることは、経理のデジタル化による書類保管コストの削減やバックオフィス連携の進展など、生産性の向上にもつながると期待されます。こういったことの周知も図り、活用を促進してまいります。

正確な記録やトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査等における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも有用です。また、電子帳簿保存法においても、訂正・削除の履歴が残る等の要件を満たした帳簿は「優良な電子帳簿」として、過少申告加算税の軽減措置が設けられています。多くの事業者には「優良な電子帳簿」の導入を検討いただきたいと考えています。

③ 事業者のデジタル化促進に向けた取組

事業者の中では、中小事

業者・個人事業者と中堅・大企業等によってデジタル化を行うレベル、あるいは必要となる事項も変わってきます。デジタル化のメリットを相手方に合わせて分かりやすく訴求できるように、動画や事例集を作成いたします。ぜひ税理士の先生方にも、事業者の方々の動機付けなどにご協力いただければと考えています。

④ 各種団体との連携・協力

事業者のデジタル化促進にあたり各種団体との連携・協力は不可欠であり、税理士会を始め経済団体等とさまざまな取組をしています。引き続き連携・協力し、事業者のデジタル化促進の機運醸成に取り組んでまいります。

4 重点課題への取組

デジタルインボイスの国際標準 Peppol 活用等

私どもが足元で重点課題と考えていることについて、その要点をご説明いたします。

1. 消費税不正還付事案への対応

消費税は税収の面で主要な税目の一つ

であり、国民の関心も極めて高いことから一層の適正な執行に努めています。最近多発しているのが虚偽の申告で不正に還付金を得ようとするケースです。看過できない問題であり、調査等を通じて厳正な対処に取り組んでいます。中でも輸出物品販売場制度を悪用した事案が目立っているため、税関当局との一層の連携を図っています。

消費税の還付申告税額はずっと増えています。実地調査件数は、令和3事務年度に比べて令和4事務年度はかなり増加しており、非違があつた件数も増加しています。法人についても実地調査件数を増やし、追徴税額も上がっています。故意に税制を悪用して不当な利得を上げる不正還付を狙う行為には、厳しく対応していきます。

2. 外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

外国人旅行者向けのインバウンド消費拡大が促進される中で、免税店で消費税をとらない免税品の横流し等免税制度の悪用事例が後を絶たない状況です。出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっています。制度の不正利用は看過できない状況です。早急に制度

の抜本的な見直しが必要であり、「出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する」という制度に見直したいと思います。令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得ることとなります。

3. 富裕層及び国際化への対応

資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に、有価証券・不動産等大口所有者や経常的な所得が特に高額な個人などの富裕層に対して、積極的に調査を実施しています。令和4事務年度では、富裕層に対する調査1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査全体の約2・3倍となっています。

海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、法定調書や海外との情報交換等を効果的に活用し、積極的に調査を実施します。令和4事務年度では、海外投資等を行っている個人に対する調査1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査全体の約2・7倍です。正直な納税者が不公平感を感じるようなことになってしまつては、適正な課税は実現できません。富裕層、国際化への対応も非常に重要な課題と考えて

います。

4. インボイス制度への対応におけるデジタル活用等

インボイス制度については税理士の先生方の大変なご協力・ご努力をいただいた結果、お陰様でかなり現場で定着し、制度として回り始めています。国税庁では、相談窓口として各税務署に「インボイス相談コーナー」を設置しているほか、「インボイスコールセンター」を設けています。大変多かった相談件数は最近減少傾向で、制度が浸透してきていることがうかがえます。相談内容で多いのは「登録・公表制度に関するもの」です。

インボイス制度においてもやはりデジタルの活用が非常に重要となります(資料8)。AI・OCR等を活用したクラウドサービスの利用でインボイスの発行・受領双方の対応を、安価かつ効率的に実施することが可能です。また、デジタルインボイスの国際標準であるPeppolが既に実用化されています。買い手にとっては受領した請求書を一元管理し、決済までの事務作業を連携させることでシームレスにデジタル完結できますし、売り手にとってはZEDI(全銀EDIシステム)等を活用して請求情報も連携させれば、

インボイス制度への対応におけるデジタル活用例

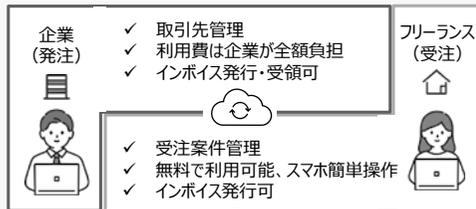
- **AI-OCR等を活用したクラウドサービス**を利用することで、**インボイスの発行・受領双方の対応を、安価かつ効率的に実施**することが可能。また、主に発注元である小規模事業者の事務負担を更に軽減可能なサービスとして、発注元が手配したサービス上で、受注側もその発注元に対して無料でインボイス発行が可能となるサービスも存在。
- さらに、**デジタルインボイスの国際標準（Peppol）**に準拠したシステムの活用が進むことで、インボイスの授受・取り込みの完全自動化を起点としてバックオフィス業務全体の効率化が可能（Peppolに対応したサービスは既に販売済）。

発行時のサービス例

スマホ上でインボイスを**手軽に作成・メール送信**
(無料でも可能)



発行元が契約したサービス上でインボイスを発行



受領時のサービス例

「**AI-OCRによる読取+国税庁公表サイトとの自動連携**」での読取結果をチェック・補正するだけでインボイス対応可能



- ✓ AI-OCRが読取情報を抽出・提案（仕訳も自動作成）
- ✓ API連携で登録番号の有効性を確認

スマホで撮影

インボイス対応を契機としてバックオフィス業務全体の効率化にもつながるサービスの提供が徐々に拡大中
買手向けサービス

受領した請求書を一元管理し、決済までの事務作業を連携させることでシームレスにデジタル完結

効果は売手にも

ZEDI等を活用して請求情報も連携させれば、売掛金の入金・消込もデジタル完結させることが可能になる

売掛金の入金・消込もデジタル完結させることが可能になりやす。こうした非常に便利な世界が実現します。

5. 個人事業者の消費税の申告件数

令和5年分の個人事業者の消費税の申告件数は令和5年10月からインボイス制度が開始したことに伴い、197万2000件（対前年比+86・9%）で、前年分から91万7000件増加しました。令和5年中にインボイス発行事業者になった者は197万6000

5 酒類行政

かつての基幹税で今も1兆円の税収のある酒税

酒税はかつて基幹税で、今でも1兆円の税収があります。冒頭に申し上げた通り、酒税保全を目的の一つとする酒類業の健全な発達をさせることは税務行政の任務となっています。

酒類業界は、国内市場は少子高齢化、人口減少等の影響で中長期に右肩下がり縮小傾向にあります。他方で酒類の輸出の状況は、特にウイスキーと清酒が引張っていて、大きなマーケットである中国やアメリカがその輸出を牽引してい

る状況です。

こうした中で、国税庁は大きく「酒類業の振興」と「コンプライアンスの確保」に取り組んでいます。「酒類業の振興」のポイントは、商品の差別化・高付加価値化及びマーケット拡大のための海外市場の開拓（輸出促進）、技術の活用と人材の確保、中小企業支援の四つです。酒類業界は少数の大企業がマーケットの大部分を占め、残りを非常に多数の中小の事業者がひしめき合っているという傾向にあるため、中小の事業者にしつかり目を配ることが重要です。中小の事業者の人材育成は、酒類総研の専門家がサポート等を行っています。

もう一つの「コンプライアンスの確保」の取組としては、中小の事業者数が非常に多いという業界の特徴を踏まえて、免許制度等の適正な執行が重要となります。また、酒類業の健全な発達を期していくために、公正な取引環境の整備も重要です。公正取引委員会とも連携して取引の実態を把握するほか、20歳未満の者の飲酒防止等にも目を配っています。

最近の酒類市場は、出荷金額は長期的に減少しており、ここ数年概ね横ばいです。飲食店消費についてはコロナ禍前の

水準には届いていないものを持ち直してきています。こういう中で酒類事業者による国内外の新市場開拓や、その経営改革、構造転換の支援等を行い、強い産業として育成していくことが重要です。あるいはインバウンドによる海外需要の開拓のため、酒類事業者による酒蔵ツーリズムの取組支援を通じてマーケットの開拓の支援に取り組んでいます。

令和5年の日本産酒類の輸出金額は1344億円となり、過去最高となった令和4年に次ぐ水準です。ただ、令和5年から伸び悩んでおり、その要因として中国の景気等が考えられます。政府の輸出拡大実行戦略及び輸出目標を踏まえ、海外需要開拓や海外販路拡大の支援をより一層行っていきます。

明るいニュースとしては、日本の伝統的な酒造りは文化庁の登録無形文化財に登録されていますが、現在、ユネスコ無形文化遺産への登録の検討がされています。今年（令和6年）11月にユネスコの評価機関で結果が公表される予定です。

日本産酒類を振興するために、酒類の地理的表示（GI）制度を設けています。どの地域で造られた酒かということがその名称から分かるブランディングとなる

制度で、地域の事業者から提案があった酒類について国税庁長官が指定します。国内はもとより、経済連携協定を通じて海外でもそのブランドの名前が保護されるため、海外マーケットでの高付加価値化にもつながるものです。こうした制度も活用していただきながら、酒類業の健全な発達を支援していきたくと考えています。

以上、税務行政の現状と課題をテーマにお話しさせていただきました。冒頭に申し上げた通り、円滑な税務行政の執行には中小企業に最も身近な存在である税理士の皆様のご協力、ご支援が要となりますので引き続きよろしくお願ひ申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

（構成／TKC出版 清水公一朗）

